

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ケイ・オプティコム
意見項目	意見内容
はじめに	<p>弊社をはじめ地域系通信事業者は、地方においてNTT東西との激しい競争を繰り広げながら 20年余り光通信事業を営んできました。</p> <p>現在、日本において世界最高水準の情報通信環境が整備できているのも、弊社をはじめ地域系通信事業者やCATV事業者などアクセス網を持つ事業者が、個人向けサービス分野や法人向けサービス分野においてNTT東西との間で設備競争・サービス競争を行ってきた成果であると自負しております。</p> <p>また、弊社としましては、これまで光アクセス網整備に尽力してきた事業者として、今後とも「光の道」構想の実現に向けて最大限努力していきたいと考えております。</p> <p>そのようななか、本年4月20日に、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」にて「光の道」構想に関する事業者ヒアリングが開催されましたが、そこで述べられた意見の中には、アクセス設備を構築する事業者から見れば、首を傾げざるを得ない意見が散見されます。</p> <p>仮に、そのような意見を元に政策が立案されてしまいますと、明るいはずの「光の道」構想に暗い影を落とすことにつながりかねません。</p> <p>また、「光の道」構想に係る方策を議論する場において、「光の道」実現には直接的に関係のない“NTT組織問題”がクローズアップされるなかで、本来議論すべき“利活用の問題”や“インフラの問題”が、置き去りになっているとの懸念もございます。</p> <p>特に、基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにもかかわらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在する等の状況を踏まえると、何よりも利活用策の充実が大事であり、単にインフラを整備する、あるいは料金の低廉化を図るだけでは、利用率向上への効果が限定的であるうえ、投資回収の困難化等により最終的に国民にツケを回すことになりかねないと危惧しております。</p> <p>そのため、永年、光アクセス設備を構築しつつ、ICTの普及促進に取り組んできた実績のある事業者の立場として、改めて以下のとおり意見を申し上げます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方につ	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備を推進するうえでも、その必要性を実感できるだけの利活用策が、まずは必要であります。</p> <p>利活用が十分進んでいない状況においては、基盤整備や維持</p>

いてどのように考えるか。

管理に係るコストを重荷に感じるだけであって、基盤整備に向けたインセンティブが働きにくいと考えます。

そのため、基盤整備を目的化することなく、利活用を促進し利用率向上を図るなかで、基盤整備に向けた機運を高めていくといったアプローチが本来重要であると考えます。

また、利用率が向上すれば、基盤整備に係るコストの低減も見込まれ、全体として基盤整備が進みやすくなるものとも考えられます。

このような考え方を前提としつつ、実際に超高速ブロードバンドの未整備エリアにおける基盤整備を行うに際しては、以下の方法等により進めていくことが適当と考えます。

(1) 基盤整備の方法

超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアの多くは、過疎地、離島、中山間地域等の条件不利地域であると考えられます。

これらの地域については、民間事業者にとって不採算地域であり、民間事業者だけの力でもって基盤整備を行うのは困難であると考えます。

一方で、これまで官民一体となって取り組んできたデジタル・ディバイド解消戦略によって、ブロードバンド基盤がほぼ100%に達する等、十分な成果が挙げられているものと認識しております。

そのため、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、民間事業者による整備を基本としつつ、引き続き自治体等を通じた公的支援により実現していくことが適当であると考えます。

そのうえで、投資の最小化、公的支援の最小化を図るべく、地域事情や地理的条件をきめ細かく分析・把握したうえで、それぞれに合った最も効率的な方法により基盤整備を進めていくことに重点をおいた施策を講じていくことが重要であると考えます。

(2) 投資の最小化

DOCSIS3.0に準拠したCATVアクセス、WiMAX等の無線アクセス、さらに今後展開が予定されているLTEは、FTTHに匹敵する技術であり、また、これらの技術を採用することで、地理的条件によってはFTTHよりも低コストで基盤整備ができる場合があるものと考えます。

そのため、固定アクセス・無線アクセスのハイブリッドでの基盤整備を前提に、様々なアクセス手段から、地域事情や地理的条件に合った最も効率的に整備できるものを選択することで、基盤整備に係る投資の最小化が図られるものと考えます。

(3) 公的支援の最小化

上記の投資の最小化に加え、以下に例示するような施策のなかから、地域事情や地理的条件等に応じて、最も効果的なものを選択することで、公的支援の最小化が図られるものと考えま

	<p>す。</p> <p>① 条件不利地域にアクセスするまでの幹線区間(き線点)までは公的支援により整備し、き線点から各戸までは民間事業者の負担により整備 ⇒ 公的支援の対象範囲が限定できるうえ、競争入札等で幹線区間の基盤整備を受注した民間事業者に、加入促進(利用率向上)のインセンティブが働く</p> <p>② 光ファイバや携帯基地局等の基盤整備、さらにはケーブルテレビやICT利活用促進を含めて、公的支援の目的をICT環境整備全般に大括り化 ⇒ 自治体が地域事情に応じてより柔軟に活用できる制度にすることで、さらに総合的なかつ効率的な地域のICT環境整備を促進し、重複投資等が防げる</p> <p>③ IRUに基づく公共設備の活用とあわせて、需要を踏まえた民間事業者による基盤整備を推進 ⇒ IRUに基づく公共設備の活用は、費用対効果等が優れているとして、従来から一定の成果が挙げられているところであり、地域によっては今後とも有用</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>これまで、公正競争環境のもと、民間事業者間で、設備競争とサービス競争の両方を行うことで、新サービスの創出による利活用や料金低廉化が進んできたところであり、超高速ブロードバンドの利用率の向上にあたっては、設備競争とサービス競争の両立を基本としつつ、事業者間競争を活性化させていくことが必須であると考えます。</p> <p>その前提のもと、利用率向上策の実施や公正競争環境の確保を図っていくことが必要と考えます。</p> <p>独占的なブロードバンド基盤の提供主体を設けることは、これまで地域に根付いて基盤整備や利用率向上に尽力してきた地域系事業者やCATV事業者を撤退に追い込むとともに、設備投資インセンティブや技術イノベーションを阻害し、ひいては消費者の選択肢を狭めることになる等、競争環境や情報通信市場全体に極めて深刻な影響を及ぼすため実施すべきではないと考えます。</p> <p>(1)利用率向上策について</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、生活を便利にするツールとの位置付けが強いブロードバンドサービスを、生活必需サービスに昇華させるべく、官・民それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めていくことが、何より重要であると考えます。</p> <p>なぜなら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにもかかわらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在する ○ FTTHよりも携帯電話のほうが一世帯あたりの通信料負

担が大きいにもかかわらず、圧倒的に携帯電話の普及率が高い

○ 戸建住宅向けFTTHよりも集合住宅向けFTTHのほうが、料金が安く導入しやすいにもかかわらず、集合住宅向けFTTHの加入率は低い(弊社調べ)

○ 中国地方や四国地方での例にあるように、自治体が光ファイバを整備し、ほぼ全世帯にIP告知端末を提供している場合でも、ブロードバンドの利用率は3割程度に止まっている

等の状況を踏まえると、超高速ブロードバンド用回線を各戸に強制的に引込む、あるいは超高速ブロードバンドを無理にADSL並み料金で提供したところで、飛躍的に利用率が向上するものでない。え、過剰投資や投資回収の困難化等によりインフラの脆弱化を招きかねないと考えからです。

①民間事業者による取組み

民間事業者としては、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、それぞれ切磋琢磨し、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に注力していくことが重要であると考えております。

弊社において、これまで以下のような取組みを行っており、今後もさらに加速・充実していくことで、ブロードバンド未利用者の掘起し等、利用率向上に貢献していきたいと考えております。

- より生活に密着したサービスである光IP電話や光テレビを、FTTHとあわせて提供
- 「ADSL+加入電話」の料金を下回る料金にて「FTTH+光IP電話」を提供
- ブロードバンド利用の敷居を下げるべく、導入時のサポート等を充実 等

なお、FTTHの利用率向上を図るうえでは、需要増に対応できるだけの光ファイバ敷設に係る工事力の確保が必須であります。

この点、2015年頃を目途に超高速ブロードバンドの利用率を100%にすることを念頭に置いた場合、現状の2倍～3倍程度の工事量を工事会社にこなしていただく必要が生じると想定されるため、必要なスキルを持った要員確保、2016年以降の当該要員の雇用確保といった現実的な課題について、その実現性を含め検討する必要があります。

同時に、工事会社に対して、工事品質や安全を十分確保しつつ、必要な工事量をこなしていただくだけのインセンティブを確保することも重要な取組みであると考えております。

少なくとも、無理な工事費削減は、工事品質の低下や安全上の不備等の問題を惹起する等、結果的に光ファイバ敷設工事を停滞させ、ひいては利用率向上の弊害となりかねないことから、弊

社としましては、その点に十分配慮しつつ、工事会社と意思疎通を図りながら、必要な工事力の確保に向けて取り組みたいと考えております。

②行政等の取組み

行政等においては、ICT利活用促進に資する環境整備や消費者の超高速ブロードバンド利用に対するインセンティブ向上のため、以下のような施策を実施いただくことが考えられます。

- 特に利活用が進んでいない医療・教育分野において、ICT徹底利活用を実現するための環境を整備
- 行政手続きの電子化を進め、超高速ブロードバンド経由で手続きした際の各種手数料の無料化、あるいは手続き自体を超高速ブロードバンド経由に限定
- ICTの徹底利活用によりCO₂削減を目指すという観点等を踏まえ、現行のエコポイント制度に類似した制度を導入等

(2)公正競争環境の確保について

公正競争環境を確保することは、活発な事業者間競争により利用率向上を図るうえで、また、健全な情報通信市場を将来にわたって形成していくためにも、非常に重要であると考えます。

その点、現行の情報通信市場における競争環境に、歪みが生じつつあることから、これらを是正することが、まず必要であると考えます。

NTTの組織形態についても、公正競争環境の確保、市場支配力行使の抑止の観点から検討するべきであって、「光の道」整備そのものと関連づけるべきものでないと考えます。

①NTTグループの市場支配力等に係る問題

NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあります。さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。

特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。

そのため、NTTの組織形態の在り方についても、これらを是正する観点から検討するべきであると考えます。

②光回線の1分岐単位での貸出し等に係る問題

光回線の1分岐単位での貸出し要望等、大手事業者であっても自ら設備構築を行わず、「如何にリスクなく安い価格で設備を借りるか」に注力する傾向が強まっており、サービス競争の源泉であり、生活・企業活動の国内基盤であるインフラの充実が軽視されつつあると感じております。

	<p>現状、NTTダークファイバ開放・局舎コロケーション等、十分設備開放が進んでおり、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事業者は、設備構築を行う事業者に比べて、既に優位な状況にあることから、NTT東西におけるアクセス分離はもとより、光回線の1分岐単位での貸出しといった、さらなる設備開放を目的とした施策を講じる必要はないと考えます。</p> <p>特に、光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備を借りる事業者にはリスクが発生しない一方、貸し出す事業者だけがリスクを負うといったバランスを欠いた仕組みであるため、競争環境の歪みを増長し、結果的に利用率向上に向けた事業者の意欲を削ぐおそれがあります。</p> <p>また、設備共用を前提とした場合、いずれの事業者にも技術イノベーションに対するインセンティブが働かず、アクセス網の高度化・多様化が停滞し、ひいては利用者利便の向上にも繋がらないと考えております。</p>
--	--

以上